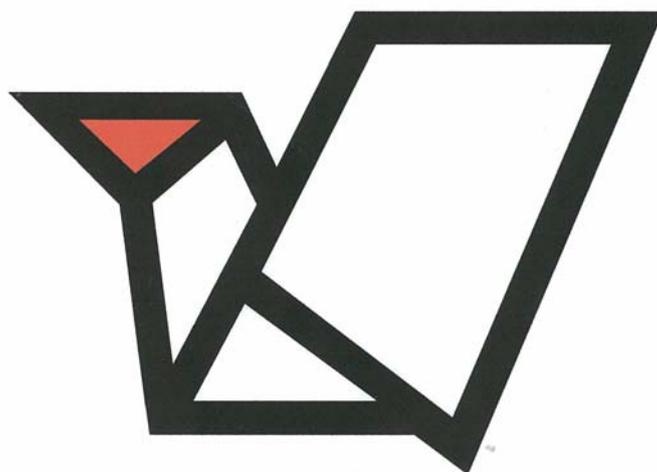


令和3年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会



令和3年8月26日

令和3年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録

令和3年8月26日（木曜日）

（目次）

議事日程・場所	1
付議事件	2
出席議員の氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
臨時議長の選出	3
開会	3
広域連合長開会挨拶	3
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
副議長の選挙	5
議会運営委員会委員の選任	5
休憩	6
再開	6
正副委員長互選の報告	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	
・例月現金出納検査（令和2年12月分から令和3年4月分まで）の結果について	7
一般質問	
・花上喜代志議員	7
・鈴木広域連合長	9
・白井正子議員	10
・鈴木広域連合長	12
報告第3号 債権放棄の報告について	
・谷口事務局長	14
報告第4号 専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例）	
・谷口事務局長	14
議案上程	
議案第9号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について	
提案理由説明	
・谷口事務局長	15
採決	15
認定第1号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	
提案理由説明	
・谷口事務局長	15
反対討論	
・白井正子議員	16

採決	17
認定第2号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について	
提案理由説明	
・谷口事務局長	17
議案関連質疑	
・白井正子議員	18
・鈴木広域連合長	19
採決	20
同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求める ことについて	
提案理由説明	
・谷口事務局長	21
採決	21
陳情第2号 高齢者のいのち・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化 中止を求める意見書提出の陳情	
議会運営委員会へ付託	21
休憩	22
再開	22
陳情第2号 高齢者のいのち・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化 中止を求める意見書提出の陳情	
委員長報告	22
賛成討論	
・白井正子議員	22
採決	23
閉会中継続審査	23
議決事件の字句及び数字等の整理	23
広域連合長閉会挨拶	23
閉会	24
議決結果等	25
会議録署名	25

(資料)

- 定例会資料
- ・議案書
 - ・歳入歳出決算書及び附属書類
 - ・主要施策の成果説明書
 - ・歳入歳出決算審査及び基金運用審査意見書

- 議案説明資料
- ・議案説明資料

- 議場配付資料①
- ・議事日程表 (第1号)
 - ・議事日程表 (第2号)
 - ・議会運営委員会委員名簿 (案)
 - ・議席表
 - ・諸般の報告
 - ・質問発言通告表
 - ・正誤表

- ・監査委員の選任について
- ・陳情文書表及び陳情書

- 議場配付資料②
- ・委員会付託事件審査報告書
 - ・議事日程表（追加）
 - ・継続審査申出書

○議事日程・場所

令和3年8月26日 午後2時30分 開会

於：藤沢商工会館ミナパーク 6階多目的ホール

- 日程第 1 . 臨時議長の選出
- 日程第 2 . 広域連合長挨拶
- 日程第 3 . 仮議席の指定
- 日程第 4 . 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第 5 . 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第 6 . 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7 . 議席の指定
- 日程第 8 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 9 . 会期の決定
- 日程第 10 . 諸般の報告
- 日程第 11 . 一般質問
- 日程第 12 . 報告第3号 債権放棄の報告について
- 日程第 13 . 報告第4号 専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例）
- 日程第 14 . 議案第9号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 15 . 認定第1号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 . 認定第2号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 . 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 18 . 陳情第2号 高齢者のいのち・健康・人権を脅かす 75歳以上医療費窓口負担2割化中止を求める意見書提出の陳情
- 日程第 19 . （追加） 閉会中継続審査

○付議事件

- 議案第9号 令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- 認定第1号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 陳情第2号 高齢者のいのち・健康・人権を脅かす 75歳以上医療費窓口負担2割化中止を求める意見書提出の陳情

○出席議員（19人）

1番	小松 範昭	11番	青木 哲正
2番	横山 勇太朗	12番	寺田 弘子
3番	長谷川 えつこ	13番	丸山 治章
4番	花上 喜代志	14番	藤田 昇
5番	竹内 康洋	15番	八島 満雄
6番	中島 光徳	16番	石川 貴久雄
7番	白井 正子	17番	吉田 義人
8番	斎藤 伸志	18番	橘川 佳彦
9番	林 敏夫	20番	馬場 司
10番	田村 伸一郎		

○説明のため出席した者

広域連合長	鈴木 恒夫
副広域連合長	湯川 裕司
事務局長	谷口 千尋
企画課長	海老塚 孝之
保健事業担当課長	前村 里美
資格保険料課長	古賀 伸一郎
給付課長	増島 儀行

○職務のため出席した者

書記長	西山 直子
書記	佐伯 力
書記	大貫 瞳
書記	岡本 良
書記	中山 敬文

【臨時議長の選出】

○事務局長（谷口 千尋君）

皆様こんにちは。事務局長の谷口でございます。

定刻となりましたので、お手元に配付しました議場配付資料①の 1 ページの議事日程表第 1 号より、日程第 1、臨時議長の選出に入らせていただきます。

本日は、当広域連合議会の議員選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ただいまの出席議員中、年長議員でいらっしゃいます八島満雄議員に臨時議長をお願いいたします。それでは八島議員、臨時議長席に御着席をお願いいたします。

○臨時議長（八島 満雄君）

皆様、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました、八島満雄でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願いいたします。失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は、19名で、定足数に達しております。なお、事前に田中俊一議員から欠席の届出がございましたので、ご報告いたします。

ただいまから、令和 3 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会を開会いたします。本日は、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

議場配付資料①の 1 ページの議事日程表第 1 号により、順次御審議いただきますので御了承願います。

【広域連合長開会挨拶】

○臨時議長（八島 満雄君）

それでは、日程第 2、広域連合長挨拶を行います。

広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

皆様、こんにちは。広域連合長の鈴木恒夫でございます。

本日はお暑い中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

神奈川県では緊急事態宣言が延長され、新型コロナウイルスの新規感染者が 1 日 2,000 人を超えるなど感染拡大の厳しい状況が続く中で、議員の皆さま方におかれましては、当広域連合議会定例会にご出席をいただき、まずもって厚く御礼申し上げます。

さて、国においては、全世代型社会保障制度改革が進められているところであり、後期高齢者を取り巻く環境が大きく変化しようとしています。当広域連合といたしましても、国や県、市町村との連携を密にしながら、これからも、被保険者の皆さまが日々の暮らしを安心して

送っていただけるよう、後期高齢者医療制度の健全かつ安定的な運営に努めてまいりたいと存じます。

本日の議会定例会では、令和2年度一般会計、特別会計の決算認定議案などを上程しております。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

【仮議席の指定】

○臨時議長（八島 満雄君）

これより会議に入ります。

日程第3、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

【議長の選挙】

○臨時議長（八島 満雄君）

次に、日程第4、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

議長の選挙は、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第10条第1項の規定により、行うものでございます。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

当広域連合議会議長に 小松範昭議員を指名いたします。

これにより、小松議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって小松範昭議員が、議長に当選されました。

小松範昭議員が議長におられますので、当選を告知いたします。

以上で、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。それでは、小松範昭議長、議長席をお願いいたします。

○議長（小松 範昭君）

ただいま、御推挙いただきまして、議長という要職につかせていただくことになりました小松範昭でございます。皆様方の御指導と御協力を得ながら、議会の運営を円滑に行っていくよう、努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、議事進行中のマスクの着用や、会場入口の消毒の設置など、通常と異なる対応下での開催となっております。

皆さまには、簡潔な質問及び答弁に努めていただくなど、御協力を賜りますようお願い申し

上げます。

【副議長の選挙】

○議長（小松 範昭君）

それでは、お手元に配付しました議場配付資料①の2ページの議事日程表第2号により、順次御審議いただきますので、御了承願います。

それでは、日程第5、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名推選することに決定いたしました。

当広域連合議会の副議長に、馬場司議員を指名いたします。これにより、馬場議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって馬場司議員が、副議長に当選されました。

馬場司議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました馬場司副議長から、御挨拶をお願いいたします。

馬場司副議長。

○副議長（馬場 司君）

皆様、こんにちは。ただいま副議長の要職に御指名をいただきました、馬場司でございます。

誠に光栄に存ずるとともに、その責任の重大さを痛感している次第でございます。小松範昭議長の補佐として、議会が円滑に運営されるよう、努めてまいりますので、皆様方の御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。

○議長（小松 範昭君）

ありがとうございました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

○議長（小松 範昭君）

次に、日程第6、「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

本件は、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会条例第5条の規定により、私から指名いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料①の3ページ、議会運営委員会委員名簿案のとおり、8人の議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会条例第7条の規定により、正副委員長の選任等を行うため、ただいまから、501・502会議室にて議会運営委員会を開催します。本会議は暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後3時02分 再開

【正副委員長互選の報告】

○議長（小松 範昭君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選の報告がありましたので、書記に報告させます。

○書記長（西山 直子君）

御報告いたします。議会運営委員会委員長、青木哲正議員、副委員長、吉田義人議員、以上でございます。

○議長（小松 範昭君）

ありがとうございました。

【議席の指定】

○議長（小松 範昭君）

次に、日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議場配付資料①の5ページ、議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（小松 範昭君）

次に、日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、16番、石川貴久雄議員、及び18番、橘川佳彦議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長（小松 範昭君）

次に、日程第9、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長（小松 範昭君）

次に、日程第10、「諸般の報告」を行います。

議場配付資料①の7ページから12ページの「例月出納検査の結果について」のとおり、令和2年12月分から令和3年4月分までの例月出納検査が実施され、その結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（小松 範昭君）

次に、日程第11、「一般質問」を行います。

一般質問は、議場配付資料①の13ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

花上喜代志議員の、発言を許可します。

花上喜代志議員。

○4番議員（花上 喜代志君）

皆様、こんにちは。横浜市選出の花上喜代志です。今期で、私は5回目の広域連合議員となりました。後期高齢者医療制度は発足から10数年が経過し、身近な医療保険の一つと感じております。

まず第一に、窓口負担2割化導入について、お尋ねをいたします。本年6月4日、医療制度改革関連法が参議院本会議で成立しました。この法案の中で特に注目された内容が、一定の所得がある後期高齢者の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げるという「自己負担割合」についてです。厚生労働省の資料によると神奈川県内では約33万人の対象者がいると試算されています。被保険者に占める割合では約28.4%となり、この数字は47都道府県中、第1位となる多さです。「自己負担割合」が1割から2割に上がるということは、医療機関利用時の被保険者の負担が今までの2倍となり、対象となる方の心理的・経済的な負担はかなり強くなってまいります。2割負担の対象となる後期高齢者が、必要な受診を抑制されることにより、疾病の早期発見が妨げられ、重症化につながるような取組が大事であります。このことは、政府のみならず、保険者である広域連合にとっても、当然の責務といわなければなりません。

そこで、受診の抑制を生じさせず、また、重症化を防止する取組について、伺います。そもそも、今回の法改正は、高齢者に給付が偏り、現役世代の負担が重いとされる現在の社会保障制度を見直し、高齢者にも能力に応じた負担を求めることが趣旨と説明されています。ただ、後期高齢者自身も保険料の納付という形で制度を支えています。後期高齢者医療制度が創設さ

れた時、私は広域連合議員を務めておりましたが、後期高齢者負担率は、全体の中の 10% となっていました。ところが、その後の保険料の算定見直しのたびに負担率は増加し、現在では 11.41% まで増加しています。公費、現役世代からの支援金、保険料のバランスを考えた場合に後期高齢者だけが負担増とならない仕組みが大事です。全世代で対応していく社会保障制度にするのであれば「自己負担割合」を引き上げる前に、更なる公費の増額こそが必要と考えます。

そこで、現在の公費による負担状況への見解を、伺います。

また、2割負担の対象となる後期高齢者には、外来受診に関し、配慮措置が設けられる予定であります。しかし、被保険者は、いったん窓口負担した後の償還払いとなるため、申請を失念してしまう懸念が考えられます。このような懸念に対して、厚生労働省では、被保険者への周知、広報を徹底するといわれていることは伺っていますが、実際には2割負担という言葉だけが先行し、どのような方々が2割化の対象となり、また、どのような内容の配慮措置なのか、現在、被保険者にはほとんど知られていないという実態があります。そこで、広域連合として、後期高齢者の皆様が不安になることがないように、制度変更の周知や広報を行うのか、今後の予定について、伺います。

後期高齢者にとっては大変身近である医療保険における変更であり、わかりやすい説明は当然のことであります。法改正に伴う周知・広報では、費用面が多額になることが予想されますので、必要経費についてはしっかりと国に要望をしていく必要があるのではないかと思います。伺います。

次に、第4次広域計画について、お尋ねいたします。

広域計画は、法に基づき、各広域連合において策定する計画で、神奈川県後期高齢者医療広域連合と県内市町村が相互にその役割を担い、連携を図りながら、後期高齢者医療制度を、総合的かつ計画的に運営していくための基本的な指針となるものと、理解をいたしております。

今回、広域連合において、平成 28 年 3 月に策定された現在の第3次広域計画が、令和 3 年度をもって計画期間の満了を迎え、令和 4 年度を始期とする第4次広域計画を策定する予定と伺っております。

そこで、伺いますが、これまでの第3次広域計画において、どのような振り返りが行われたのか、御説明をいただきたいと思っております。

また、「第4次広域計画」については、令和 4 年 3 月の策定にむけて、内容等を検討、作成中ということですが、現時点での計画の方向性等の検討状況について伺います。

法改正にしても、計画策定にしても、その目的とするところは、高齢者の皆様が、将来も安心して医療を受けることができる制度を継続することです。

引き続き、高齢者の皆様のための医療制度であることを強く要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（小松 範昭君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。

鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

まず、花上議員の一般質問の1点目、「窓口負担二割化制定後の動きについて」のうち、受診抑制と重症化予防の取組について、お答えいたします。

何よりも優先すべきは、有病率の高い高齢者に必要な医療が確保されることであり、他の世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえ、窓口負担割合の見直しにより、必要な受診の抑制が生じないようにすることが不可欠です。

施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、二割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1か月分の負担増を、最大でも3千円に収まるような措置も導入されます。

なお、当広域連合におきましても、高齢者の健康保持については、受診抑制が重症化につながらぬよう、積極的に市町村と連携し、健康診査や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を強化してまいります。

次に、現役世代と保険料の負担が増加する中での公費負担について、お答えいたします。二割負担の導入については、国の全世代型社会保障改革検討会議において、将来の社会保障給付費の増大を見とおし、すべての世代が広く安心して、支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するための検討がなされてきたものと承知しております。当広域連合としましては、公費、現役世代からの支援金、保険料のバランスについて、高齢者だけが負担増とならぬよう、令和3年7月に全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、厚生労働大臣に、定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充することを要望しております。

次に、今後の周知・広報などの予定について、お答えいたします。被保険者の皆様に対し、制度改正の目的や内容のほか、配慮措置の手續等について丁寧な周知や広報を行うことが重要であると認識しております。具体的には、国とも連携しながら、年度内に当広域連合から全被保険者に対し、制度周知のためのリーフレットを送付することや、県内の市町村と医療機関等にポスターの掲示依頼をすること等を検討しております。なお、必要経費については、国にしっかりと要望し、国もこれを負担するという見解を示しているところであります。

次に、2点目の御質問、「第4次広域計画について」のうち、「第3次広域計画における振り返り」について、お答えいたします。第3次広域計画においては、施策の柱である、「医療費の適正化」、「健全な制度運営」及び「高齢者保健事業の推進」に取り組んでまいりました。「医療費の適正化」においては、診療報酬明細書の点検や適正求償等を、「健全な制度運営」においては、保険料の収納対策強化による収納率向上を、「高齢者保健事業の推進」においては、市町村と協力・連携した疾病の早期発見や重症化予防を目的とした健康診査等を実施し、それぞれの施策において、課題等今後の方向性を確認したところでございます。

次に、「第4次広域計画の検討状況及び今後の予定」についてお答えいたします。「第4次広域計画」につきましては、「第3次広域計画」までの課題等を踏まえ、長期的な視点で課題解決に取り組む必要があることから、計画期間を10年とし、毎年、事業の進捗管理を行いながら、効率的、効果的に広域計画を推進してまいります。また、広域計画の長期ビジョンや方

向性を明確にするため、新たに「基本理念」を設けたうえで、「医療費の適正化」、「健全な制度運営」及び「高齢者保健事業の推進」のさらなる推進を図りたいと考えております。今後のスケジュールといたしましては、9月中に素案を作成し、10月にパブリックコメントを実施した上で、御意見等をいただきながら、令和4年3月の策定に向けて準備を進めてまいります。

○議長（小松 範昭君）

よろしいでしょうか。

次に、白井正子議員の発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

横浜市会選出、日本共産党の白井正子です。

今や、新型コロナウイルスの感染状況は、全国的に感染力の極めて高い変異株への置き換えをきっかけに、急拡大が進み、災害級の状況といわれています。これまでの政府の対応は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を繰り返すのみで、オリンピック強行開催は自粛要請との真逆のメッセージとなったことは人流の増加から明らかです。在宅療養や宿泊施設療養を余儀なくされる事態が広がり、中でも自宅療養者への支援や医療提供が厳しい状況に陥っています。病床のひっ迫で、通常の診療や手術等を抑制する事態に進展しても、政府は、重症者等を除いて自宅療養を基本とするの方針を転換せず、ますます在宅死が増えることが危惧されています。こうした災害級の新たな局面に対し、新型コロナから命を守るために、医療のひっ迫を改善することが、喫緊の課題となっています。

県内でも、新型コロナ感染爆発による医療崩壊の状況の中で、後期高齢者の医療と健康に重大な責任を持つ広域連合として、神奈川県と連携して、医療提供体制の拡大で、原則入院ができるようにすることが必要です。川崎市内の高齢者入所施設でのクラスター発生による死亡事例の教訓も含め、必要な入院治療が受けられる環境を確保すべきと思いますが、連合長の決意を伺います。

次に、県内後期高齢者の新型コロナ感染対策として、ワクチン接種の希望者全員が接種を完了していること、PCR等検査が高齢者介護等施設従事者と入所者・通所者へ継続的に行われることが重要です。神奈川県と連携して推進すべきと思いますが、連合長の決意を伺います。

次に、国による新型コロナ感染症による保険料の減免実績は、2019年度及び2020年度に、申請件数2,610件のうち決定件数は2,378件でした。また、感染により休業した給与所得者への傷病手当金の申請による支給実績は、2020年度が9件、2021年度が6件でした。両制度は申請が必要なため、制度の周知が求められます。感染状況が長期化し、また、75歳以上の労働者、営業者が増えている実態の中で、この件数ということは、制度の周知が不十分ではないのか、懸念されます。連合長は、制度は周知徹底されていると認識しているのか伺います。

次に、後期高齢者医療におけるこの間の重大な動向は、窓口負担の2割化を決めた閣議決定と、それを具体化した2021年6月の法律改定の強行により、窓口負担2倍化が実施されよう

としていることです。法案には日本共産党は反対しました。若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らす、また、高齢者の負担能力に応じた負担とするなど、世代間の公平性为名で進めようとしていることは、現状を見ない世代間の分断を語る言い分です。政府の試算では、後期高齢者の窓口負担2割化により、現役世代の保険料は830億円軽減され、1人当たり保険料は年平均800円の軽減ですが、約半分は事業者負担ですから、本人負担の軽減はわずか月平均33円に過ぎません。負担額の世代間の差をさらに拡大し、逆に不公平となることは明瞭です。世代間の対立をあおる恣意的な議論による法改定と認識しています。後期高齢者医療の窓口負担2割化により、現役世代の本人負担がどれほど軽減すると認識しているのか、連合長に伺います。

次に、後期高齢者の窓口負担2割化により、最も負担が減るのは公費の1,140億円で、そのうち、国が760億円、都道府県が190億円、市町村が190億円であり、国こそが最大の負担軽減を図るものです。後期高齢者の窓口負担2割化は国の負担軽減分を高齢者に付け替えるものです。この事実をどう見ているのか、連合長の見解を伺います。

次に、県内の被保険者116万4,000人の内、2割負担の対象者は33万人で、被保険者に占める割合は28.4%と、全国で最も高く、最も影響を受けるのが神奈川ということになります。国は、窓口負担2割化の対象者の所得基準を、単身世帯で課税所得が28万円以上、かつ年収200万円以上とした根拠を、123世帯のサンプル調査で、収支差は年12万円の黒字としていますが、極めて不明確です。所得基準の根拠について、最も影響を受けるここ神奈川で、連合長はどのように説明を受けているのか伺います。また、所得基準を法律に盛り、政令に委ね、国会審議を経ずに対象者の拡大を可能にしていることから、限らない負担増が想定されますが、連合長の見解を伺います。

次に、国は、コロナ禍における負担軽減策を手厚くすべきですが、コロナ禍前に打ち出した社会保障抑制政策の方針を変えずに2割化法を強行しました。長期頻回受診患者等への「配慮措置」についてですが、厚労省の資料によれば、75歳以上の95%とほぼすべての人が外来を受診し、その内、5割弱の人が毎月外来を受診しています。また、75歳以上の1人当たり患者負担額は、現状の原則1割負担であっても、75歳未満より1.7倍も高額なのが実態です。それが、2割負担になれば、外来の1人当たり平均窓口負担の年額は、1割負担での4万6,000円から7万6,000円へと3万1,000円も増加します。外来受診患者の6割で窓口負担が2倍となります。2割負担への変更により、影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも、3,000円に収まるような措置を導入したから、何とかなるとの考え方については、一時的な減額措置であり、3年後には元に戻るものであり、「配慮措置」があっても、とても容認できるものではありません。連合長は、「配慮措置」により2割負担は耐えられると判断しているのかどうか、伺います。

次に、国は、2割負担による受診抑制で医療給付費が1,050億円減るとの試算です。神奈川県民医連の調査では、1割負担から2割負担になったら通院回数を減らす、受診科の数を減らす、薬の飲み方を自分で調整するなど、約3割の方が何らかの受診抑制を考えています。後期高齢

者の生活実態は、もともと、他の世代と比べて、医療の必要度が高く医療費が高い、低い収入といった厳しさがあり、そこへ、年金の引き下げ、消費税10%への引き上げ、8月から実施された介護保険の食事・住宅費の引き上げ、利用料・保険料等の負担が追い打ちをかけ、さらに、コロナ禍において、ますます厳しさを増しています。高齢者にとって通院や薬を減らすことは病状悪化に直結します。必要な医療が受けられなくなることを前提にした負担増は許されません。

受診抑制を前提とした2割化は実施させないよう当広域連合から国へ意見書の提出を求めます、連合長のその決意を伺います。

○議長（小松 範昭君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。

鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

まず、白井議員の一般質問の1点目、後期高齢者の入院環境の確保について、お答えいたします。神奈川県は医療機関などに協力要請を行い、必要な医療体制の確保に取り組んでいると認識しています。また、国に対しても、全国知事会、全国市長会及び全国町村会が感染急拡大に伴う入院・医療の運用変更について配慮要請をしていることや、全国知事会が医療逼迫の打破に向けた緊急声明を発していることなども承知しております。当広域連合といたしましても、被保険者の皆様が安心して受診できるよう、後期高齢者医療制度の安定した運営に努めてまいります。

次に、2点目の御質問、新型コロナワクチン接種、PCR等検査について、お答えいたします。神奈川県内の全ての市町村において、ワクチン接種を希望される高齢者については、7月末までに完了又は概ね完了していると伺っています。また、神奈川県は高齢者施設等の従事者に対して、定期的なスクリーニング検査を実施しており、ワクチン接種後の利用者についても、症状が現れた場合の速やかな検査などの対応を継続していると認識しています。さらに、全国知事会が国に対し、高齢者施設等の従事者に対する集中検査や、利用者に対するPCR検査を行うことなどについて緊急提言を行っていることも承知しています。当広域連合といたしましては、被保険者の皆様が安心して受診できるよう、後期高齢者医療制度の安定した運営に努めてまいります。

次に、3点目の御質問、保険料新型コロナ減免、傷病手当金についてお答えいたします。まず、新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免制度の周知については、広域連合及び市区町村のホームページに掲載する他、被保険者全員にお送りしている保険料決定通知書に減免制度のお知らせを同封しております。また、市区町村の納付相談窓口における被保険者の実情に応じた納付相談や、減免申請等きめ細かな対応を実施しております。

次に傷病手当金については、被保険者証の一斉更新の際に、被保険者全員に対して傷病手当金制度のお知らせを同封いたしました。また、当広域連合のホームページに掲載するとともに、市区町村の窓口等で相談に対応しているところでございます。

次に、4点目の御質問「窓口負担2割化による現役世代の負担軽減について、お答えします。2割負担導入の主旨としましては、これまでの、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という社会保障の構造を見直し、現役世代の負担上昇を抑えながら、すべての世代が安心できる全世代対応型の社会保障制度を構築するものであると承知しております。

次に、5点目の御質問、窓口負担2割化による国の負担軽減についてお答えいたします。当広域連合といたしましては、公費、現役世代からの支援金、保険料のバランスについて、高齢者だけが負担増とならぬよう、令和3年7月に全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、厚生労働大臣に定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充することを要望しております。

次に、6点目の御質問、窓口負担2割化対象者の所得基準について、お答えいたします。国によれば、今回の所得基準は平均的な収入で算定した年金額を上回る水準としております。モデルとなる支出は、75歳以上の単身世帯で、現行制度を基に、税・社会保険料などの非消費支出を推計するとともに、一定の仮定に基づき、平均的な消費支出を推計しています。また、窓口負担の基準については、従来から、金額等の具体的な基準は政令で定めるのが一般的な法形式となっているものと認識しております。

次に7点目の御質問、窓口負担2割化の配慮措置について、お答えいたします。2割負担導入につきましては、負担能力のある後期高齢者の方には、可能な範囲でご負担いただくことにより、全世代対応型の社会保障制度を構築するために必要な改正であると考えております。一方、長期にわたる外来受診について、急激な負担増を抑え、必要な受診の抑制を招かないように配慮措置が設けられているものと承知しております。今後、配慮措置を含め、制度改正について、被保険者の皆様に丁寧に周知を図ってまいります。

次に、8点目の御質問、広域連合から国への意見書の提出について、お答えいたします。2割負担導入は、負担増となる後期高齢者の方々のくらしに支障がないよう、負担能力に応じた制度の見直しであると承知しております。また、施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1か月分の負担増を、最大でも3千円に収まるような措置も導入されます。当広域連合といたしましては、受診抑制が重症化につながらぬよう、高齢者の健康保持に向けて、積極的に市町村と連携し、健康診査や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を強化してまいります。

○議長（小松 範昭君）

よろしいでしょうか。

【債権放棄の報告について】

○議長（小松 範昭君）

次に、日程第12、報告第3号債権放棄の報告について、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

報告第3号について、御説明申し上げます。議案説明資料の1ページ、資料1を御覧ください。

「1 趣旨」ですが、神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第13条第1項の規定により、債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。

「2 債権放棄の内容」ですが、債権の名称は診療報酬返還金、放棄した債権の額は248万2,200円、放棄した債権の件数は1件、債権を放棄した理由は、神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第13条第1項第2号に該当したものでございます。説明は以上でございます。

【専決処分の報告について（神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例）】

○議長（小松 範昭君）

次に、日程第13、報告第4号「神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の専決処分の報告について、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

報告第4号について、御説明申し上げます。議案説明資料の3ページ、資料2を御覧ください。

「1 概要」ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正等に伴い、所要の規定を整理するため当該条例の一部を改正しました。引用する条項の整理をするもので独自の判断をする余地のないものであることから、専決処分としました。

「2 改正の内容」ですが、条例第40条で引用する番号法の「第19条第7号」は「第19条第8号」に改正されているため、改めました。

また、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されるため、情報提供等記録を訂正した場合に通知する相手方を内閣総理大臣に改めました。

条例第41条で引用する番号法の「第28条」は「第29条」に改正されているため、改めました。

「3 条例の施行日」ですが、第41条関係は公布の日、令和3年7月15日です。第40条関係は、令和3年9月1日です。

なお、4ページに、条例の「新旧対照表」を、また、別冊の議案書の3ページから5ページに、「改正条例等」を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。

【令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について】

○議長（小松 範昭君）

次に、日程第 14、議案第 9 号「令和 3 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

議案第 9 号について御説明申し上げます。

議案説明資料の 5 ページ、資料 3 を御覧ください。

「1 補正予算額」ですが、5 億 5,245 万 4 千円を増額し、歳入歳出の予算総額を、36 億 1,993 万 3 千円とします。

「2 補正の内容」ですが、令和 2 年度 特別調整交付金の保険者インセンティブ分の剰余金を保健事業等支援基金に積み立てるためのものです。「（1）歳入」は、令和 2 年度特別調整交付金保険者インセンティブ分の繰越額が確定したことに伴い、繰越金について 5 億 5,245 万 4 千円を増額します。「（2）歳出」は、令和 2 年度繰越金を保健事業等支援基金に積み立てるため、保健事業等支援基金費を 5 億 5,245 万 4 千円増額します。なお、別冊の議案書の、7 ページから 19 ページに、議案書及び予算書を掲載しておりますので、あわせて御確認ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松 範昭君）

議案第 9 号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 9 号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

【令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について】

○議長（小松 範昭君）

次に、日程第 15、認定第 1 号「令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

認定第 1 号について御説明申し上げます。議案説明資料の 7 ページ、資料 4 を御覧ください。

「1 令和 2 年度決算の収支」ですが、収入総額 46 億 6,994 万 624 円、支出総額 37 億 3,705 万 9,147 円、収支差引残額は、9 億 3,288 万 1,477 円となりました。

次に「2 歳入について」の「（1）総括表」ですが、項目ごとの決算額は記載のとおりで

す。対前年度の増減額は、表の一番右下の欄になりますが、歳入全体で2億1,645万4千円、4.4%の減となっています。続いて、「(2) 歳入の主な増減」ですが、「分担金及び負担金」は、特別調整交付金保険者インセンティブ分の充当拡充に伴う市町村負担金の減により、1億2,520万7千円の減、国庫支出金は、特別調整交付金のうち、保険者インセンティブ分以外の交付額が減少したことにより、591万5千円の減、繰入金は、2年に1度の被保険者証の一斉更新に伴う財政調整基金繰入金の増により、2億301万7千円の増、繰越金は、前年度剰余金の減少により、2億4,677万1千円の減、となっています。

1枚おめくりいただき、8ページを御覧ください。

「3 歳出について」の「(1) 総括表」ですが、項目ごとの決算額は記載のとおりです。対前年度の増減額は、歳出全体で1億1,167万1千円、2.9%の減となっています。また、

「(2) 歳出の主な増減」については、資格管理事業費が、被保険者証の一斉更新に伴い、3億6,292万3千円の増、財政調整基金費は、翌年度に被保険者証の一斉更新がないことによる積立金の減により、2億5,786万6千円の減、保健事業等支援基金費は、前年度剰余金の減少により、1億8,927万7千円の減、となっています。

「4 基金の状況」ですが、「(1) 財政調整基金」については、被保険者証更新経費として2億301万7千円を取り崩し、前年度剰余金等として、4億7,979万4千円を積み立てたことから、令和2年度末の残高は、13億3,313万1千円となっています。「(2) 保健事業等支援基金」については、令和2年度中の取り崩しはありませんでしたが、前年度剰余金など、5億4,424万9千円を積み立てたことから、令和2年度末の残高は、16億2,330万8千円となっています。

9ページを御覧ください。

「5 剰余金の状況」ですが、収支差引残額9億3,288万1,477円から、令和3年度に、国等に返還予定の精算見込額、1,643万5,417円を差し引くと、9億1,644万6,060円となります。うち、5億5,245万4,245円を保健事業等支援基金へ、3億6,399万1,815円を財政調整基金へ積み立てる予定です。なお、別冊の議案書の、21ページに議案書を、また、別冊資料として決算書及び付属書類及び主要施策の成果説明書を配付しておりますので、あわせて御確認ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松 範昭君）

認定第1号について、質疑の通告はありませんでしたので、これより討論に入ります。

認定第1号について、白井正子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

県内33市町村すべてが支援金や拠出金を出しているのですから、全市町村から審議に加わることができるように議員定数を増やすべきです。高齢者の声が届く、身近な議会となるよう改善が求められます。マイナンバー制度の運用、インセンティブ補助金が一般会計に入っている仕組み自体に賛成できません。

○議長（小松 範昭君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。認定第1号を認定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、認定することに決定しました。

【令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について】

○議長（小松 範昭君）

次に、日程第16、認定第2号「令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

認定第2号について御説明申し上げます前に、まず、議場配付資料①の17ページを御覧ください。先にお配りしております議案説明資料及び、主要施策の成果説明書の記載内容に、一部誤りがございましたので、正誤表に記載のとおり、訂正させていただくとともに、この場をお借りしてお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

それでは、議案説明資料の11ページ、資料5を御覧ください。

「1 令和2年度決算の収支」ですが、収入総額9,503億7,525万1,729円、支出総額9,109億322万9,992円、収支差引残額は、394億7,202万1,737円となりました。

「2 歳入について」の「(1) 総括表」ですが、項目ごとの決算額は記載のとおりです。対前年度の増減額は、表の一番右下の欄になりますが、歳入全体で68億5,710万1千円、0.7%の増となっています。続いて、「(2) 歳入の補足説明」ですが、保険料納付金は、被保険者数の増加に伴い、80億6,966万4千円の増となっています。なお、令和2年度現年度分の保険料収納率は、対前年度比0.15ポイント増の、99.57%となりました。保険料納付金以外の市町村支出金と国庫支出金は収入額が増加していますが、今後精算または返還が行われるため、最終的な確定額は減少する見込みです。一方で、県支出金と支払基金交付金については、療養給付費の支出状況によって変更交付決定が行われるため、収入額が減少しています。また、その他の収入については、前年度繰越金の減額により、33億8,350万3千円の減となっています。

1枚おめくりいただき、12ページを御覧ください。

「3 歳出について」の「(1) 総括表」ですが、項目ごとの決算額は記載のとおりです。対前年度の増減額は、歳出全体で225億1,972万5千円、2.4%の減となっています。また、「(2) 歳出の主な内訳」については、保険給付費が8,941億6,141万9千円ですが、参考として、関連する数値の推移を掲載しています。令和2年度の数値につきましては、それぞれ一番

右の欄ですが、一つ目の表の「平均被保険者数」は、対前年度比2.2%増の115万8,697人、三つ目の表の「神奈川県のある一人あたり医療費」は、対前年度比4.8%減の83万9,398円となっております。その結果、二つ目の表の「療養給付費等」の額は、対前年度比2.5%減の8,894億円となりました。

続いて13ページを御覧ください。

「4 財政運営期間の状況」についてですが、令和2年度は、財政運営期間の1年目にあたります。歳出の療養給付費等については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、保険料率算定時の見込みに比べ、約490億円の減となっています。歳入の保険料収納額等については、被保険者数が見込みを下回ったことなどから、見込みより、約4億円、減少しています。

次に、「5 基金の状況」ですが、「後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金」について、療養給付費等に要する費用として、44億1,888万8千円を取り崩した一方で、前年度剰余金など、33億3,701万4千円を積み立てたことにより、令和2年度末の残高は、86億1,254万1千円となっています。

1枚おめくりいただき、14ページを御覧ください。

「6 剰余金の状況」ですが、収支差引残額394億7,202万1,737円から、令和3年度に、国などに返還予定の277億2,939万7,891円を差し引くと、117億4,262万3,846円となります。これに、先ほど御説明しました基金の残高を加えた、203億5,516万4,842円が、令和2年度末現在の、実質的な剰余金となります。なお、別冊の議案書において、23ページに「議案書」を、また、別冊資料として「決算書及び付属書類」及び「主要施策の成果説明書」を配付しておりますので、あわせて御確認ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松 範昭君）

これより質疑に入ります。

議場配付資料①、15ページの議案関連質問発言通告表のとおり、認定第2号について、白井正子議員から通告がありましたので、発言を許可します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

今期の2020年度、2021年度の2年間の保険料が、剰余金90億円を活用しても、前期より引き上がった1年目の決算であり、認定できない立場で質問します。2020年度の保険料収納率実績は前年度より上がり99.57%です。2020年度の保険料滞納処分の差し押さえ件数は443件で、2019年度の566件より減っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮など、特別な事情の把握が一層求められた1年でした。各市町村における高齢者の特別な事情の把握が適切に行われたのかどうか、広域連合としてどのように確認しているのか、伺います。

次に、2020年度の被保険者数の見込みは116万1,000人のところ、実績は115万9,000人で、0.2%減少となり、見込みを下回りました。精査された見込みと聞いていましたが、要因をどう見ているのか、伺います。

次に、2020年度の一人当たり医療費の見込みは88万5059円のところ、実績は83万9,398円で、5.2%減少となり、見込みを下回りました。神奈川県保険医協会が2020年11月から2021年2月にかけて実施したアンケート調査では、定期的に受診している病院、医院がある人が8割、歯科では6割で、年齢が上がるほど比率が高くなっています。その中で、予定通り受診しなかった人が医科で14%、歯科で27%でした。コロナ感染を恐れて医療機関の受診をためらったと思われ、持病の悪化、重症化が懸念されます。広域連合では、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えについて、どのように実態把握しているのか、また今後の受診状況をどう見込むのか、伺います。

次に、窓口負担2割化は、受診抑制を前提としていますが、広域連合としては2割化の影響による今後の受診状況をどう見込むのか、伺います。

次に、市町村の健康診断補助や広域連合実施の歯科健診など保健事業の支出は、予算38億円のところ、決算は30億円と、78.8%の執行にとどまり、予算額を下回りました。高齢者のコロナ外出自粛による筋力低下、生活時間の乱れ、免疫力低下など二次被害を早期発見し、早期の対策が市町村で推進されるよう、広域連合として、予算減額でなく、さらなる予算増額を求めますが、見解はどうか、伺います。

2020年度末の療養給付費等支払準備基金の残高は86億円、実質的な剰余金は203億5,000万円です。今年度は、次期の2022年度・2023年度の保険料を算定する年です。保険料算定にあたっては、財政安定化基金の活用、また、県と市町村の協力を得るなど、あらゆる手立てで保険料全体の抑制が求められます。保険料抑制のための考え方はどうか、伺います。

○議長（小松 範昭君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

まず、白井議員の認定第2号関連の質問の1点目、保険料の徴収について、お答えいたします。保険料の徴収については、法令等により各市区町村の事務として規定されており、被保険者の納付資力に応じて適正に滞納整理が行われているものと認識しております。差押え等滞納整理をするに際しては、保険料の納付相談や生活状況を調査する中で、生活困窮等、納付が困難である特別な事情があると判明した方に対しては、保険料の減免、徴収猶予及び生活支援部門を案内するなど、各市区町村において、被保険者に寄り添った丁寧な対応がなされているものと考えております。当広域連合といたしましては、引き続き、適正な滞納整理がなされるよう、市区町村に対し、情報提供などの支援に努めてまいります。

次に、2点目の御質問、被保険者数見込みと実績との差分について、お答えいたします。保険料算定に当たっては、被保険者数が大きな要素となりますので、平成30年度から県内市町村の協力を得て、住民基本台帳により、今後年齢到達する73歳、74歳の人口実績から社会増減率、死亡率等を勘案して見込み、従来より精度が大きく向上したものと考えております。

次に、3点目の御質問、新型コロナウイルスの影響による受診控えの実態把握と今後の受診状況の見

込みについて、お答えいたします。第1回目の緊急事態宣言下の令和2年4月及び5月の当広域連合におけるレセプト件数は、対前年同月比でそれぞれ、4月は13.0%減、5月は14.7%減でしたが、1年間の比較では5.7%減となっております。今後の受診状況につきましては、社会情勢の影響を見込むことは困難ですが、その動向について注視してまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問、窓口負担2割導入の影響による今後の受診状況について、お答えします。今回の2割負担導入は、負担増となる後期高齢者の方々のくらしに支障がないよう、負担能力に応じた制度の見直しであると承知しております。また、必要な受診の抑制を招かないように、長期頻回受診患者等への配慮措置も導入されます。

次に、5点目の御質問、市町村の健康診査補助や広域連合実施の歯科健診などの保健事業について、お答えいたします。保健事業の支出が予算額を下回ったことについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響もあり、健診受診者数が見込みよりも低く推移したことによるものです。令和3年度予算については、データヘルズ計画の目標に基づき確保しております。今後とも計画の目標達成に向けて、健康診査の受診機会の確保や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進など、市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、6点目の御質問、保険料抑制のための、剰余金、財政安定化基金の活用、県、市町村の協力について、お答えいたします。まず、剰余金については、国からの通知等に基づき、次期財政運営期間の保険料の上昇を抑制する財源として、活用していく予定でございます。次に、財政安定化基金についてですが、保険料率算定に向けて、県と協議の上、被保険者にとって有益な活用方法を検討してまいります。

次に、県、市町村の財政支援についてですが、法定の負担に加えて、県や市町村が、当広域連合に更なる財政支援をすることは、県民の皆様の新たな負担につながることから、困難であるものと考えております。

○議長（小松 範昭君）

よろしいでしょうか。

認定第2号について、討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。認定第2号を認定することに、賛成の皆様のご起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、認定することに決定しました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて】

○議長（小松 範昭君）

次に、日程第17、同意第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、「自己の一身上に関する事件については、その議事に参与

することができない。」とありますので、8番、斎藤伸志議員の退席を求めます。

(斎藤議員 退席)

事務局に提案理由の説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

同意第1号について、提案理由を御説明申し上げます。

議場配付資料①の19ページを御覧ください。

広域連合議員のうちから選任している、監査委員の任期満了に伴い、新たに斎藤伸志議員を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げます。斎藤氏の略歴は、20ページの履歴書のとおりでございます。監査委員の適任者と存じます。選任について、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松 範昭君）

同意第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。同意第1号に同意することに、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は同意することに決定しました。

退席中の斎藤伸志議員の入場を許可します。

(斎藤議員 入場)

ただいま選任同意をしました、監査委員の斎藤伸志議員から、御挨拶をお願いします。

斎藤伸志議員。

○8番議員（斎藤 伸志君）

ただいま、議員の皆様方から、御賛同をいただき監査委員に就任しました斎藤伸志でございます。

9,800億円を超える広域連合の財政運営についての監査の必要性和重要性を深く認識し、誠実かつ公正な立場から、監査委員という職務を全うしてまいりたいと存じます。簡単ではございますが、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小松 範昭君）

ありがとうございました。

【陳情】

○議長（小松 範昭君）

次に、日程第18、陳情第2号「高齢者のいのち・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化中止を求める意見書提出の陳情」について議題といたします。

お手元に配付いたしました、議場配付資料①の21ページを御覧ください。

本件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第136条及び第141条の規定によ

り、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後 4 時 20 分 休憩

午後 4 時 36 分 再開

【委員長報告（陳情第 2 号）】

○議長（小松 範昭君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 18、陳情第 2 号「高齢者のいのち・健康・人権を脅かす 75 歳以上医療費窓口負担 2 割化中止を求める 意見書提出の陳情」について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

青木哲正議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（青木 哲正君）

ただいま議題となりました陳情第 2 号について、議会運営委員会における審査の結果を御報告申し上げます。お手元に配付いたしました、議場配付資料②の 1 ページを御覧ください。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小松 範昭君）

ありがとうございました。

ただいま議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありました。本件については、白井正子議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許可します。

白井正子議員。

○7 番議員（白井 正子君）

75 歳以上の医療費 2 割化反対神奈川県実行委員会から出された、75 歳以上医療費窓口負担 2 割化中止を求める意見書提出の陳情です。趣旨に示されているように、来年 10 月以降とされている「2 割化」の実施は、高齢者のいのち・健康・人権を脅かす、影響・被害が甚大と見られるとして中止を求めているものです。国会へ中止を求める請願署名も取り組まれ、県内で大きな運動となっており、運動を後押しするための採択が当然です。

○議長（小松 範昭君）

以上で討論を終結します。

これより、採決に入ります。

陳情第 2 号について、議会運営委員会より、不採択とすべきとの審査結果の報告がありましたが、報告のとおり、不採択とすることに、賛成の皆様のご起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（小松 範昭君）

次に、「閉会中継続審査」について、議題といたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料②の3ページから5ページを御覧ください。

ただいま議会運営委員会から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。

この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本件につきまして、議会運営委員会申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員会申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（小松 範昭君）

この際、お諮りいたします。本定例会の議決の結果、条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本定例会における議決事件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（小松 範昭君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

鈴木広域連合長。

○広域連合長（鈴木 恒夫君）

本定例会の閉会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。本日は、限られた時間の中ではございましたが、さまざまな議案について、熱心な御審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

私の広域連合長としての任期は、今月29日で満了となります。この間、皆様からの温かい御指導や御協力をいただき、無事に務めを果たすことができましたこと、この場をお借りして、

深く感謝申し上げます。

次期広域連合長は、横須賀市の上地市長が務められます。議員の皆様には、今後とも、後期高齢者医療制度の健全かつ安定的な運営に向けた変わらぬお力添えをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（小松 範昭君）

これをもちまして、令和3年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。長時間にわたり、御協力いただき、ありがとうございました。

午後4時44分 閉会

○議決結果等

議案	件名	結果
議案第9号	令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について	可決
認定第1号	令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	認定
認定第2号	令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
同意第1号	神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
陳情第2号	高齢者のいのち・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化中止を求める意見書提出の陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

臨時議長	八島 満雄
議長	小松 範昭
議員	石川 貴久雄
同	橘川 佳彦